

高知県危機管理指針

～ 「危機に強い県庁組織」 づくり ～

平成 2 3 年 3 月

高 知 県

はじめに

本県では、自然災害をはじめ、突発的な危機事象に対して、組織が即座に必要な対応ができるよう、平成15年に危機管理を担当する所管組織を創設するとともに、各部局の連携のもと、全庁をあげて対処する「高知県危機管理本部」の組織と運営について規定し、危機管理の対応にあたってきました。

これまで、SARSや高病原性鳥インフルエンザなど、海外や県外で様々な危機事象が発生する中、平成20年の硫化水素をはじめ、平成21年の新型インフルエンザや昨年の中東呼吸器症候群といった、本県に直接影響を及ぼす事象が発生したことで、庁内における初動から本部体制まで、実際の対応に基づく貴重な経験が得られました。

また、この3月11日には東北地方太平洋沖地震が発生し、津波による直接的な影響はもとより、二次的な影響への対応も行っているところです。

これらの事象を経験する中で危機管理に対する庁内での意識が高まるとともに、対応の中でも特に、危機事象発生時における速やかな職員の参集や協議、関係者における役割分担の整理など、「本部設置に至るまでの初動の重要性」について再認識したところです。

この度、こうした貴重な経験の検証をもとに、県の組織的な対応や実践力の向上など、速やかに対応できる危機に強い県庁組織づくりに資することを目的に「高知県危機管理指針」を策定し、危機管理体制の再構築を図ることとしました。

今後は、この指針のもと、県民の生命、身体及び財産を守るため、危機事象への対処を、関係者と連携しながら、県庁組織をあげて迅速かつ適切に対応してまいります。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

目次

第1章 総則

1 趣旨	1
(1) 目的	1
(2) 定義	1
(3) 指針の適用を受ける部局等	1
2 対象とする危機事象の範囲及び類型	2

第2章 事前対策

1 危機の事前防止	4
2 危機管理意識の向上	4
(1) 職員の心構え	4
(2) 組織の心構え	4
(3) 県民に対する啓発	4
3 危機管理体制の整備	5
(1) 基本的考え方	5
(2) 役割	5
(3) 危機管理責任者等の整備	7
部局の危機管理調整責任者の整備	
危機管理調整総括責任者の整備	
部局の危機管理連絡員の整備	
危機管理本部設置時の対応	
(4) 緊急連絡体制及び動員体制の整備	9
(5) 部局長会議の開催	9
(6) 危機管理調整責任者会議の設置及び開催	9
(7) 危機管理連絡員会議の設置及び開催等	10
4 マニュアル等の整備	11
5 関係機関との連携等	12
6 資機材の整備	12
7 広報体制の整備	12
8 訓練の実施	12

第3章 応急対策

1 情報の収集・伝達	13
(1) 速やかな対応	13
(2) 収集、取りまとめる情報	13
(3) 情報の集約、分析と共有	13

2	実施体制及び協議体制の確立（参集体制等）	13
（1）	危機管理部職員への対応	13
（2）	危機管理連絡員の参集及び会議の開催	14
（3）	各部局の職員への動員	14
（4）	危機管理調整責任者等の参集及び会議の開催	14
（5）	部局長会議の開催	14
（6）	本部の設置	14
（7）	危機管理本部会議の開催	17
（8）	危機管理本部の幹事会の設置及び開催	17
（9）	危機管理本部の解散	17
3	応急対策の実施	19
（1）	各部局の基本的な対応	19
（2）	被害者への対応	19
（3）	被害の拡大防止	19
（4）	関係機関との情報共有等	19
（5）	風評被害の防止、軽減	19
4	広報の実施	20
（1）	広報体制の構築	20
（2）	報道機関への情報提供	21

第4章 事後対策

1	復旧対策の推進	22
（1）	基本的考え方	22
（2）	安全確認と周知	22
（3）	風評被害の影響軽減	22
2	再発防止策の検討	22
（1）	対応の評価	22
（2）	行動計画等の見直し	22
（3）	指針の見直し	22

添付様式

様式1	「危機管理調整責任者・危機管理連絡員・危機管理連絡員の代替参集者」	23
様式2	「危機管理本部員・危機管理本部連絡員」	24
様式3	「危機管理本部各課連絡員」	25
様式4	「各部局の理事・副部長・主管課長等」	26

付属資料

- 資料1 「想定される主な危機事象の例」
- 資料2 「高知県危機管理本部設置要綱」

第1章 総則

1 趣旨

(1) 目的

この指針は、県民の生命、身体及び財産を守るため、県内で危機事象が発生し、又は発生するおそれのある場合に備え、県の組織的な対応の基本的な枠組みを示し、これに基づき実践力を高めることで、危機事象に速やかに対応できる「危機に強い県庁組織」づくりに資することを目的とする。

(2) 定義

- この指針において、次のように定義する。
- 「危機事象」とは、県民の生命、身体又は財産に、直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急事態をいう。
- 「危機管理」とは、この緊急事態による被害の発生防止や最小化、並びに、影響範囲の拡大防止に向けた対処活動のことをいう。

【参考：法律における「危機管理」の定義】

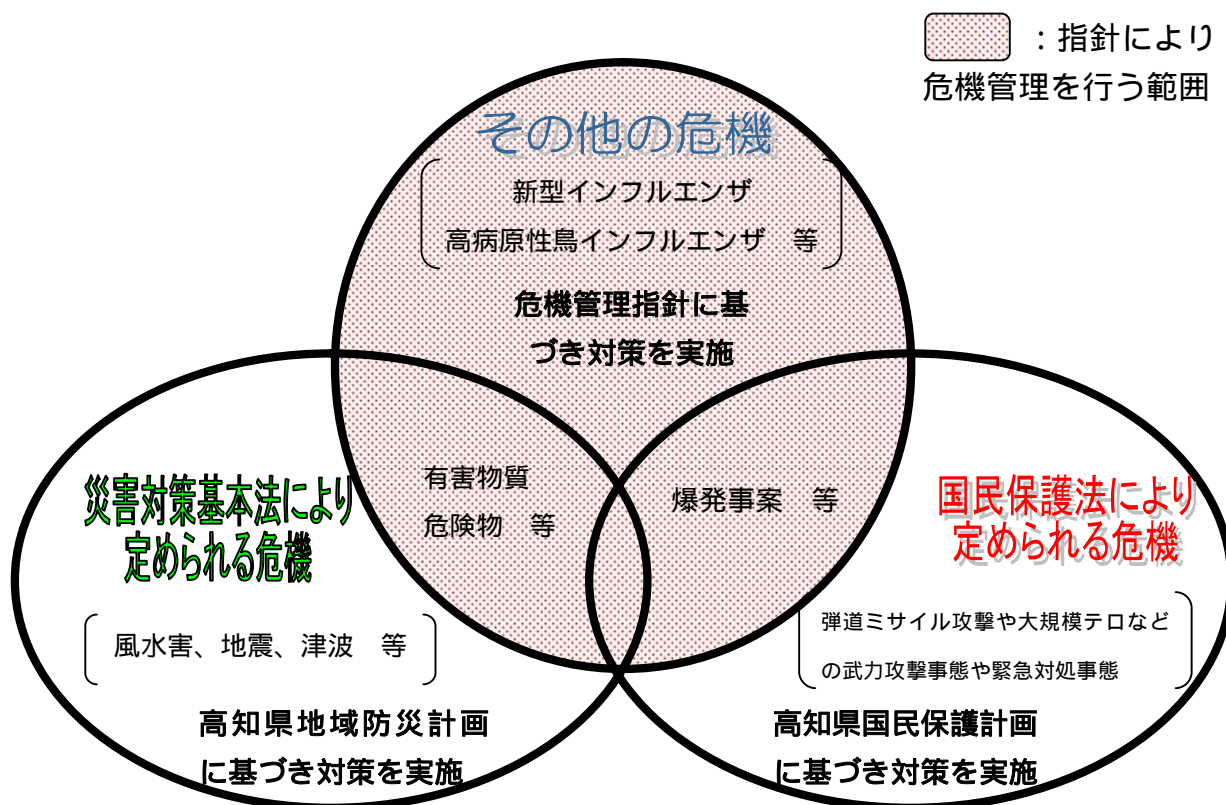
内閣法（昭和22年1月16日法律第五号）第15条によると、「危機管理」とは「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止」をいうとされている。

(3) 指針の適用を受ける部局等

- この指針で定められた各項目に基づき、平時から事後対応まで「危機管理」にあたる部局は、総務部、危機管理部、健康政策部、地域福祉部、文化生活部、産業振興推進部、交通運輸政策担当理事所管（以下、「交通運輸担当」という。）商工労働部、観光振興部、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部、会計管理局、公営企業局、教育委員会とする。
- 県警察は、具体名称で示された項目については、この指針により「危機管理」にあたる。
- 各部局と県警察は、危機管理部を中心に情報共有や連携を図り、「危機管理」に万全を期する。

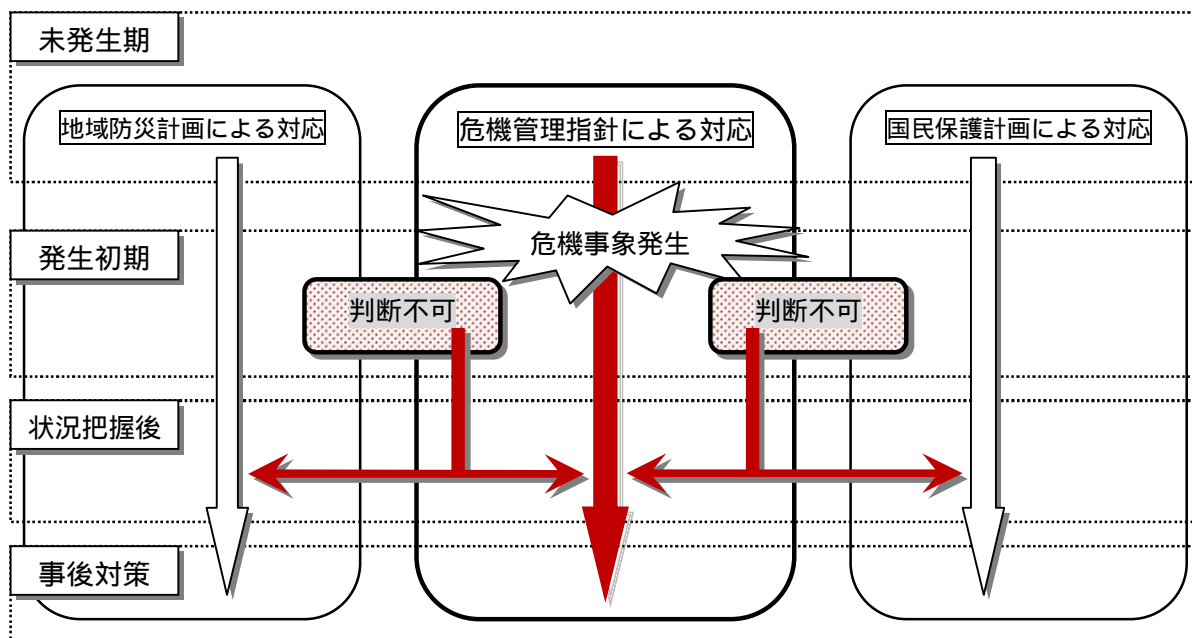
2 対象とする危機事象の範囲及び類型

- ◇ この指針が対象とする危機事象の範囲は、財政、経済及び県組織の運営危機等、県民の生命、身体又は財産に対し、直接的に影響を及ぼさない事象を除き、以下の3類型とする。

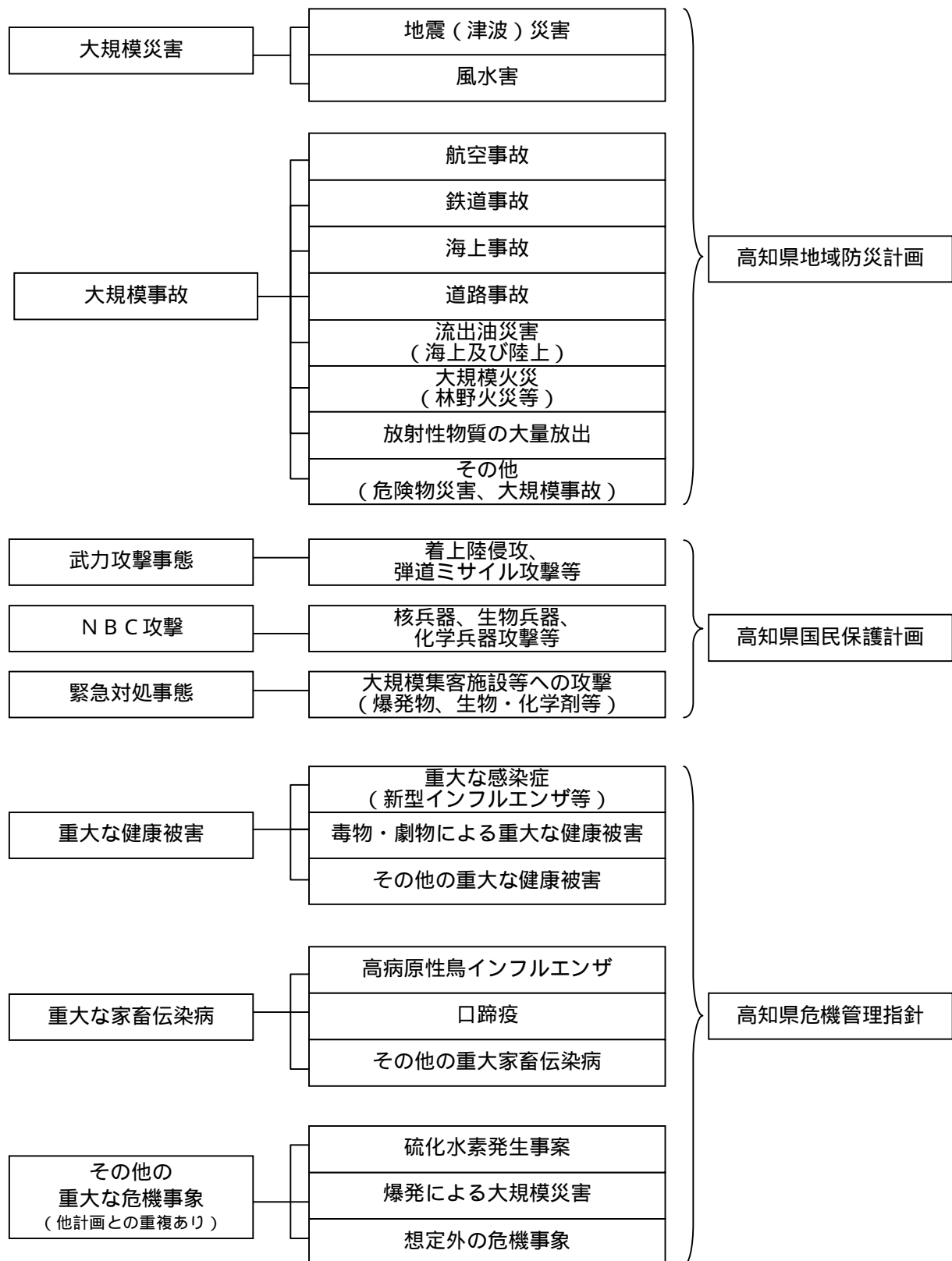


「国民保護法」武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

- ◇ この指針と他計画の重複する範囲の考え方は次のとおりとする。



◇ 想定される主な危機事象の類型及び計画等はおりのとおりとする。



◇ 想定される主な危機事象の例は次のとおりとする。

- この項は、この指針の付属資料として別添資料1により整理するとともに、指針の見直しとは別に、随時、危機事象の追加、削除を行う。

第2章 事前対策

1 危機の事前防止

- 危機事象は、発生時期の予測が極めて困難なことに加え、想定外の事象が発生することも有り得ることから、その際の応急活動を「迅速かつ適切に対処」するためには、各部局が危機管理意識を常に持ちながら、平時の業務を遂行することが重要となる。
- 各部局は、海外や県外で前例のある危機事象については平時に日頃から情報収集を行い、その原因や本県における発生の可能性について検証し、必要な対応策を講じるとともに、未だ発生していないが、発生の可能性を有する危機事象については、対応策の研究・探究に努める。

2 危機管理意識の向上

(1) 職員の心構え

- 平時から「最悪の事態を想定し、最善策を講じる。」という意識を持つよう心がけるとともに、常に、こうした意識の向上に努める。

(2) 組織の心構え

- 各部局は、組織として危機事象に対応できるよう、起こりうる事態を想定するとともに、組織や動員体制、対処手順等について常に点検を行う。
- 各部局は、危機事象への訓練を実施するなど、職員の危機管理意識の向上を図る。
- 危機管理部は、各部局の実施する訓練等の支援を行うとともに、必要に応じ、全庁的な研修を実施する。

(3) 県民に対する啓発

- 各部局は、必要に応じ、所管する危機事象の発生防止、被害軽減、風評被害の防止などを図るため、関係部局や関係機関と連携し、具体的な危機事象への対応について、県民に迅速かつ効果的な普及、啓発を行う。

3 危機管理体制の整備

(1) 基本的考え方

- 危機管理は、情報を集約し、共有するとともに、明確な方針を定め、全庁的な調整のもとに活動することに加え、関係機関との協力により、被害の発生防止や拡大防止に、迅速かつ適切に対応することが重要となる。
- また、発生した危機事象に関して、専門的知識を踏まえ「適切」に対応すること、その適切な対応に「責任」を持って対応すること、人的資源（動員体制等）により「継続」的に対応することが重要となる。
- 危機事象発生時には、全庁体制のマネジメントを着実に実施して対応することとし、そのための事前の備えとして、危機に強い県庁組織づくりに努めることとする。

(2) 役割

【各部局の基本的な役割】

<p>危機管理部 の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各部局と連携し、情報の集約と共有にあたる。 ➤ 全庁的な危機管理を総括し、本部の方針を決め、全庁の総合調整を行う。 ➤ 所管部局に対して、危機管理的な視点による助言や支援を行うとともに、部局や関係機関との調整を図る。 ➤ 発生した危機事象の所管部局が不明確で、特定、又は、決定できない時点においては、所管部局として初動対応等の役割を担い、危機管理にあたる。 ➤ 危機事象の状況把握後は、知事又は副知事の命により、危機管理部長が調整、決定した部局を所管部局とし、連携して危機管理にあたる。
<p>所管部局 の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 所管部局が明確な危機事象は、危機管理部と連携し、危機管理にあたる。 ➤ 担当課のみで対応するのではなく、所管部局のもつ専門知識や人的資源を十分に活用し、部局を挙げて危機管理にあたる。 ➤ 危機事象に備えるため、あらかじめ計画やマニュアルの作成、資機材の確保、訓練の実施等にあたる。 ➤ 計画やマニュアルに基づく対応のほか、必要に応じ、当該部局の長等をトップとする対策組織を設置して危機管理にあたる。
<p>その他の部局 の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発生した危機事象への対応において、直接的に関わりのある部局は、所管部局の対処活動に対する支援を行う。 ➤ 発生した危機事象に直接的に関わりのない部局においても、全庁的な対応が必要な場合は、危機管理部の調整のもと所管部局と連携を図りながら、一定の役割を担うものとする。

【組織的対応レベルに応じた各部局の主な役割】

- 危機事象ごとに、組織的対応レベルの移行時期等は異なると考えられるため、下表での対応項目を基本に、所管部局が作成する計画やマニュアル等によりあらかじめ整理を行うものとする。

部局 対応レベル	危機管理部	所管部局	他部局
レベル0 所管部局対応 (未発生時)	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制等の整備 ・所管部局との調整 ・庁内協議等への対応 ・マニュアル等の整備 ・所管部局のマニュアル作成への助言、支援及び作成報告受理 ・資機材整備 ・訓練の実施と支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制等の整備 ・マニュアル等の整備と危機管理部への報告 ・庁内や関係機関との事前調整 ・資機材整備 ・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制等の整備 ・所管部局との調整 ・訓練への協力
レベル1 所管部局対応	<ul style="list-style-type: none"> ・所管部局未確定時の初動対応(所管部局の決定含む) ・危機管理的な視点による支援 ・庁内協議等への対応(参集と協議) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル等での対応 ・部局での対策組織設置(マニュアル等で整理) ・広報体制構築 ・庁内協議等への対応(参集と協議) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・庁内協議への対応(参集と協議)
レベル2 部局間連携による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・所管部局未確定時の初動対応(所管部局の決定含む) ・危機管理的な視点による総合調整 ・庁内協議等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル等での対応 ・関係部局との連携、調整 ・部局での対策組織設置(マニュアル等で整理) ・広報体制構築 ・庁内協議等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・庁内協議等への対応 ・関係部局等による所管部局の支援
レベル3 危機管理本部体制での対応	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル2での対応 ・全庁協議等への対応 ・本部事務局(運営) ・部局間の調整支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル2での対応 ・全庁協議等への対応 ・本部事務局(対処状況等のまとめ、報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル2での対応 ・全庁協議への対応 ・所管部局の支援 ・特命事項への対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、分析及び伝達に関する事 ・初動対応及び応急対応に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・県民に対する広報に関する事 ・必要な場合は現地本部の設置 		等

(3) 危機管理調整責任者等の整備

部局（危機管理部を除く。）の危機管理調整責任者の整備

- 平時に部局内の危機管理を推進するとともに、危機事象の発生時等には、関係部局や関係機関と連携し、迅速かつ適切に対処活動を行うため、危機管理調整責任者を1名置く。
- 危機管理調整責任者は、部局の副部長相当職（公営企業局は次長（総括）、教育委員会は教育次長（総括）、交通運輸担当は運輸政策課長）をもって充てる。
- 各部局は、決定した危機管理調整責任者について、別添様式1により危機管理部へ報告を行う。
 - 4月1日付けの人事異動については、発表の日から起算して勤務日4日を経過しないうちに毎年度報告するとともに、その後、人事異動等により報告内容に変更が生じた場合は、その都度遅滞なく報告を行う。
- 主な役割は次のとおりとする。
 - ・部局の所管する危機管理における平時の総合調整
 - ・危機事象発生時における部局間及び他機関との総合調整

危機管理調整総括責任者の整備

- 危機管理調整責任者と同様の役割を担うとともに、同責任者を総括する危機管理調整総括責任者を1名置く。
- 危機管理調整総括責任者は、危機管理部副部長をもって充てる。

部局（危機管理部を除く。）の危機管理連絡員の整備

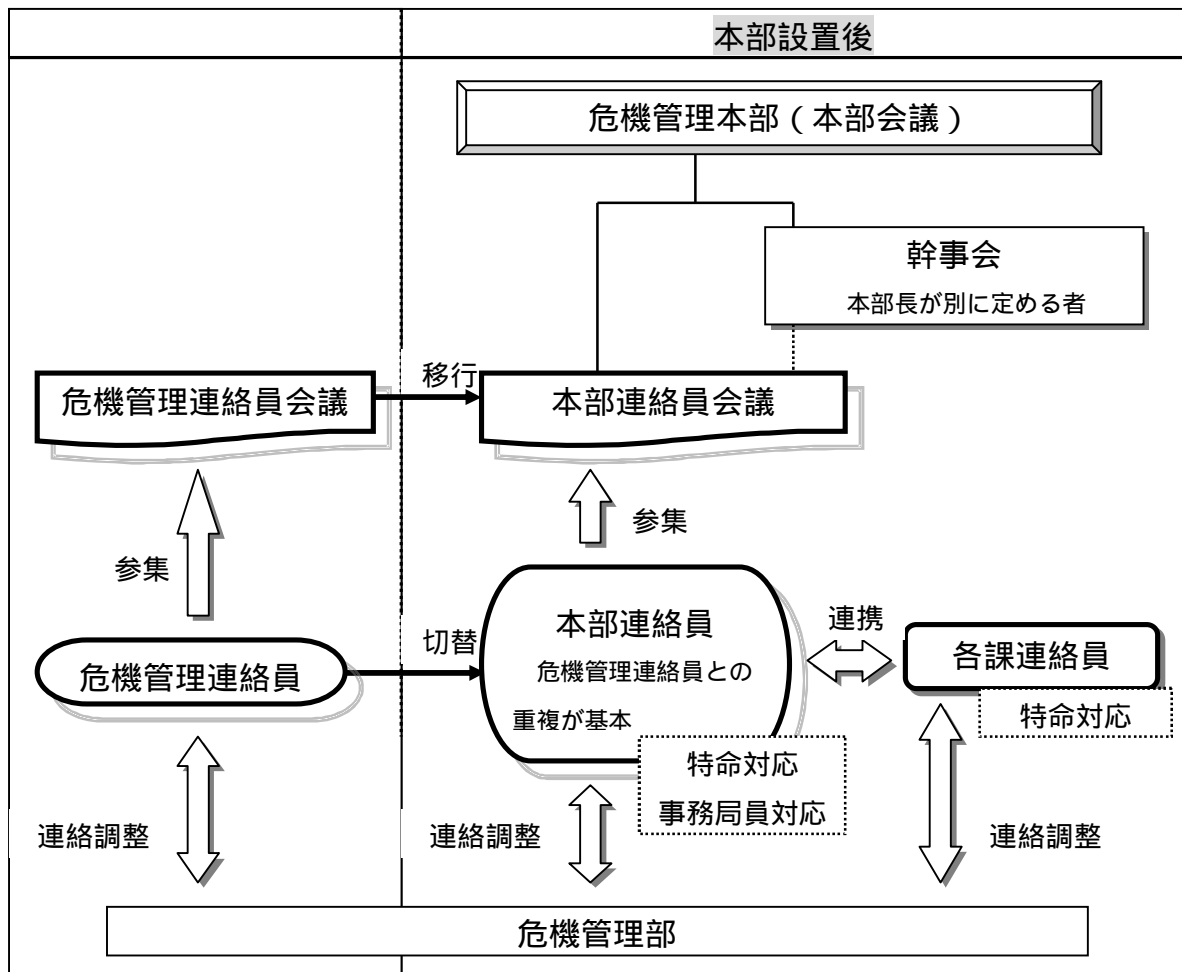
- 危機管理調整責任者を補佐し、危機管理の推進や危機事象発生時等の連絡調整を行うため、危機管理連絡員（以下「連絡員」という。）を2名置く。
- 各部局は、各部局の危機管理連絡員を、主管課の課長補佐及び総務（若しくは部内取りまとめ）担当チーフを基本に決定する。
 - 但し、各部局で特に適任者として認める者がいる場合は、その者を危機管理連絡員として決定することができる。
- 各部局は、決定した危機管理連絡員について、別添様式1により危機管理部へ報告を行う。
 - 4月1日付けの人事異動については、発表の日から起算して勤務日4日を経過しないうちに毎年度報告するとともに、その後、人事異動等により報告内容に変更が生じた場合は、その都度遅滞なく報告を行う。
- 当該危機管理連絡員は、危機管理課の職務を兼務（公営企業局及び教育委員会は併任）し、主に次の役割を担う。
 - ・危機事象が発生し、又は発生の恐れのある場合の緊急連絡の受理及び参集
 - ・各部局の察知した危機事象の第一報を危機管理部へ連絡

- ・部局内の情報共有及び危機管理部との総合窓口
- 部局の危機管理において担うことが望ましい役割は次のとおりとする。
 - ・危機管理調整責任者の補佐（指示対応）
 - ・部局の対策の取りまとめ及び報告

危機管理本部設置時の対応

- 各部局（危機管理部を除く。）は、本部設置時の連絡体制等を確保するため、本部連絡員及び各課連絡員を、それぞれ2名以上置く。
県警察は、本部連絡員のみ2名置く。
- 本部連絡員の決定にあたっては、本部設置前の対応を引き継ぐため、危機管理連絡員との重複を基本とする。
但し、各部局で特に適任者として認める者がいる場合は、その者を本部連絡員として決定することができる。
- 本部連絡員は、緊急時の連絡や報告、情報共有や協議のための会議（以下「本部連絡員会議」という。）への出席を行うとともに、危機事象の状況に応じ、各部局における本部の特命事項への対応や本部事務局員としての対応を行う。
- 各課連絡員は、緊急時の連絡対応を行うとともに、危機事象の状況に応じ、各部局における本部の特命事項等への対応を行う。

【各連絡員の関係図】



(4) 緊急連絡体制及び動員体制の整備

- 各部局は、迅速な対応に向け、年度当初に、夜間や休日を含めた 24 時間緊急連絡名簿を整備し、危機事象発生時の参集に備えるとともに、人事異動等を踏まえた修正を適宜行う。
- 各部局は、危機事象が発生し、又は発生の恐れのある場合に、危機管理連絡員のいずれも参集できないことを想定し、あらかじめ複数名による参集体制を確立する等、危機管理連絡員に代わる者が確実に参集できる体制を確保するとともに、その体制について別添様式 1 により危機管理部へ報告を行う。

4月1日付けの人事異動については、発表の日から起算して勤務日4日を経過しないうちに毎年度報告するとともに、その後、人事異動等により報告内容に変更が生じた場合は、その都度遅滞なく報告を行う。

- 各部局は、危機管理部との連絡体制を確保するため、危機管理本部の本部員及び本部連絡員、各課の連絡員並びに各部局の理事・副部長・主管課長等について、それぞれ別添様式 2 から 4 により危機管理部へ報告を行う。

危機管理部は別途、県警察に対し、様式 2 の報告を求める。

4月1日付けの人事異動については、発表の日から起算して勤務日4日を経過しないうちに毎年度報告するとともに、その後、人事異動等により報告内容に変更が生じた場合は、その都度遅滞なく報告を行う。

- 各部局は、危機管理活動を実施するために必要な人員について、長期間にわたる対応を想定し、その視点を持った動員表を作成するとともに、必要に応じて増員できる体制を確保する。

(5) 部局長会議の開催

- 危機事象が発生、又は発生するおそれがあり、知事を本部長とした本部の設置が想定される場合等は、その対策を迅速かつ適切に実施するため、庁内での情報共有や連携を目的とする部局長会議を必要に応じ開催する。
- 会議の進行役は危機管理部長とし、県警察本部長、教育長、公営企業局長、各部局長、理事(交通運輸担当)をもって構成するとともに、必要に応じ、知事、副知事の出席を求める。
- 会議は、所管部局長等からの開催要請により、若しくは必要に応じ、危機管理部長が構成員の招集等を行い開催する。
- 会議は、個人情報を含む場合やその後の対応に支障を生じる場合等を除き、原則公開とする。

(6) 危機管理調整責任者会議の設置及び開催

- 危機事象に備え、平時から部局間の情報共有を図り、その対策について協議するとともに、発生時には迅速かつ適切に対処するため、部局間の調整を図ることを目的とする危機管理調整責任者会議を設置する。

- 危機管理調整責任者会議の議長は危機管理調整総括責任者とし、各部局の危機管理調整責任者をもって構成するとともに、必要に応じ、県警察の関係課長等の出席を依頼する。
- 会議は、所管部局からの開催要請により、若しくは必要に応じ、議長が構成員を招集し開催する。

(7) 危機管理連絡員会議の設置及び開催等

- 危機事象に備え、平時から部局間の情報共有を図るとともに、危機管理調整責任者会議及び部局長会議の補佐的な位置付けとして、対策の詳細協議や連携調整を行うことを目的とする危機管理連絡員会議を設置する。
- 危機事象の発生時には、迅速かつ適切な対処に向け、危機管理活動における各部局の基本的な役割分担を、所管業務を基本としながら協議するため、速やかに開催する。
- 危機管理連絡員会議の議長は危機管理課課長補佐とし、危機管理連絡員をもって構成するとともに、必要に応じ、県警察の関係課職員の出席を依頼する。
- 会議は、危機事象発生時のほか、所管部局からの開催要請、若しくは必要に応じ、議長が構成員等を招集し開催する。
- 危機管理本部設置の後は、同一の危機事象に関する危機管理連絡員会議は本部連絡員会議として位置付けを替える。

4 マニュアル等の整備

- 各部局は、予防対策や応急対策、事後対策を迅速かつ適切に行うため、所管する危機事象を掌握し、危機事象ごとに発生段階を表すフェーズや組織的対応レベルを必要に応じて設定するとともに、対策の手順や関係部局の役割、関係機関との連携等を示した行動計画やマニュアルを作成する。

【整理すべき主な項目】

	項 目	内 容
フェーズ及び組織	基本	発生段階を表すフェーズや組織的対応レベルの設定（設定の要否は所管部局判断） <ul style="list-style-type: none"> ・単独部局 複数部局 本部体制 ・本部設置は危機管理課と要協議 終息期における組織体制移行の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・本部体制 複数部局 単独部局（課）
	行動計画における基本項目	総則 <ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・方針 連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・各部局の緊急連絡体制 ・関係部局及び関係機関の緊急連絡体制 ・危機管理部への緊急連絡（報告）体制 事前対策 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集、動員体制の整備 ・資機材等の備蓄 ・広報体制の構築 ・訓練の実施 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、分析と伝達 ・職員の参集、動員 ・被害者への対応 ・被害の拡大防止 ・関係機関との情報共有、連携 ・風評被害の防止、抑制 ・広報の実施 事後対策 <ul style="list-style-type: none"> ・復旧活動の内容 ・安全確認と周知 ・風評被害の防止、抑制 ・対応の評価 ・計画等の見直し

マニュアルの整備

- 危機管理調整総括責任者及び危機管理調整責任者は、所属部局の行動計画やマニュアルの整備推進を図り、作成後は、全庁的な危機管理を総括する危機管理部に提出（危機管理部を除く。）するとともに、適宜見直しを所管課等に指示するなど、その管理を行う。

5 関係機関との連携等

- 各部局は、整備した行動計画やマニュアルの実効性を高めるため、関係機関と平時から情報交換を図るなど、円滑な関係の構築に努める。
- 各部局は、行動計画やマニュアルに基づく対応のほか、必要に応じ、他都道府県をはじめ、県内関係機関との応援協定等を締結するなど、危機管理の実効性向上に努める。

6 資機材の整備

- 各部局と県警察は、所管又は関係する危機事象の対応に必要な資機材の整備を図る。
- 備蓄に適さないものは、関係事業者等と事前に協定を締結するなど、危機事象が発生した際に、速やかに調達できる体制の確保を図る。

7 広報体制の整備

- 各部局は、所管する危機事象の発生時等における広報体制を、作成する行動計画やマニュアル等において、あらかじめ整備する。
- 各部局は、県民や報道機関等に対して、正確かつ速やかに情報提供が行えるよう、危機管理課、関係部局及び総務部広報広聴課と調整を図る。

8 訓練の実施

- 各部局は、整備した行動計画やマニュアルに即した行動がとれるよう、単独、若しくは、関係部局や関係機関と連携・協力し、図上又は実動による実践的な訓練を実施する。
- 危機管理部は、各部局で予定している訓練について把握するとともに、各部局の行う全庁的な訓練の実施について支援する。
- 各部局は、訓練実施後に評価・検証を行い、必要に応じて行動計画やマニュアルの見直しを図る。

第3章 応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 速やかな対応

- 各部局は、察知した危機事象の第一報を危機管理部へ連絡する。
- 連絡を受けた危機管理部は、部内伝達とともに、必要に応じ、所管部局や関係部局、県警察、市町村、消防機関等、所管する関係機関へ情報伝達を行う。
- 所管部局及び関係部局は、情報収集活動や関係機関への伝達を速やかに行い、被害状況の把握や原因解明に努めるとともに、状況に応じて、関係市町村や県警察、消防機関、医療機関等、関係機関と密接な連携を図る。

(2) 収集、取りまとめる情報

- 関係部局は、被害等の状況を早期に把握し、適切な危機管理活動を行うため、主に次の情報について速やかに把握する。
 - ・危機事象発生時の状況に関すること（5W1Hで把握）
 - ・被害の発生状況に関すること
 - ・今後の被害拡大の予測に関すること
 - ・県や関係機関の行った応急活動の状況に関すること
 - ・地域住民の避難等の状況に関すること
 - ・その他、特に留意すべき事項に関すること

(3) 情報の集約、分析と共有

- 関係部局は、状況に応じ、位置関係を表示する地図を活用し、収集した情報の集約・分析を行うとともに、整備した行動計画やマニュアルのもと、応急対策における方針を決定する。
- 関係部局は、専門家や専門機関から意見を聞くなど、原因の解明とともに、早期に対処方法を究明する。
- 集約、分析した情報については、危機管理部を含む関係部局間で速やかに共有する。

2 実施体制及び協議体制の確立（参集体制等）

(1) 危機管理部職員への対応

- あらかじめ定めた動員計画により職員は参集し、以下の対応を行う。
 - ・危機管理連絡員との連絡調整
 - ・庁内や関係機関との連絡調整
 - ・部内の連絡調整

(2) 危機管理連絡員の参集及び会議の開催

- 各部局の危機管理連絡員は、危機管理部から連絡を受けた後は速やかに参集する。(参集は各部局1名)
危機管理連絡員のいずれも参集できない場合は、各部局があらかじめ確立した参集体制に基づき参集する。
- 危機管理課課長補佐は、必要に応じ、県警察の関係課職員に危機管理連絡員会議への出席を依頼する。
- 参集後は、速やかに危機管理連絡員会議を開催し、現在の状況について情報共有を行うとともに、今後の対応について協議する。

(3) 各部局の職員の動員

- 各部局は、必要に応じ、あらかじめ定めた動員計画に基づき職員を参集し、対処活動に従事する。

(4) 危機管理調整責任者等の参集及び会議の開催

- 発生、又は発生兆候のある危機事象が、今後、部局長会議の開催や知事を本部長とした本部の設置が想定される状況にあり、あらかじめ警戒体制や対策協議等の調整を行う必要のある場合は、危機管理調整総括責任者の招集要請により危機管理調整責任者は参集し、危機管理調整責任者会議を開催する。
- 危機管理調整総括責任者は、必要に応じ、県警察の関係課長等に危機管理調整責任者会議への出席を依頼する。

(5) 部局長会議の開催

- 発生、又は発生兆候のある危機事象が、今後、知事を本部長とした本部の設置が想定される状況にあり、全庁的な警戒体制や対策協議等を行う必要のある場合は、危機管理部長の招集要請により各部局長、教育長、県警察本部長は参集し、会議を開催する。
- 危機管理部長は、必要に応じ、知事、副知事の出席を求める。

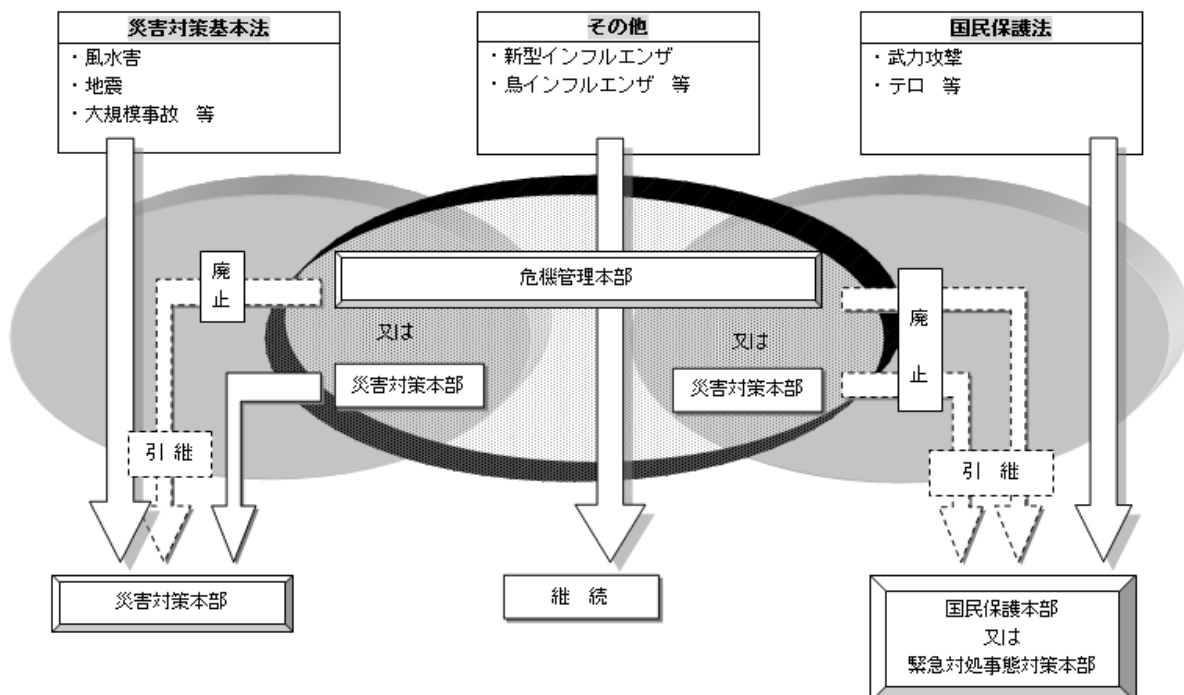
(6) 本部の設置

- 「災害対策本部」及び「国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部」は、それぞれ災害対策基本法と高知県地域防災計画、国民保護法と高知県国民保護計画に基づき知事が設置する。
- 「危機管理本部」は、高知県危機管理本部設置要綱(以下、「本部設置要綱」という。)第2条(別添資料2参照)に基づき知事が設置する。
設置にあたっては、あらかじめ作成した行動計画やマニュアルに基づくほか、危機事象の内容や程度、その他の状況等を踏まえて、その都度、総合的に判断する
- 危機管理本部の設置にあたって、災害対策本部及び国民保護対策本部等と

の関係は、次のとおりとする。

- a) 本部設置は、法に基づく災害対策本部、国民保護対策本部等の設置を基本とする
- b) 災害対策基本法に規定されている異常な自然現象により生ずる災害の場合は、災害対策本部を設置する
- c) 災害対策基本法に規定されている災害のうち、b以外の場合にあっては、その都度、危機管理本部又は災害対策本部を設置するか、個別に判断する
- d) 国民保護法に基づき、国民保護対策本部等を設置すべき県との指定を受けたときは、国民保護対策本部等を設置する
- e) dの国民保護対策本部等を設置すべき県との指定を受けていないが、武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合にあっては、その都度、危機管理本部又は災害対策本部を設置するか、個別に判断する
- f) 災害対策基本法及び国民保護法の規定に該当しないと判断される危機事象の場合は、危機管理本部を設置する
- g) 危機管理本部を設置中に、同一の危機事象に関して、新たに災害対策本部又は国民保護本部等が設置された場合は、危機管理本部は自動的に廃止し、当該業務は、新たに設置された本部に引き継ぐ

【各本部の関係図】



【各本部の特徴】

	災害対策本部	国民保護対策本部等	危機管理本部
設置根拠	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画 ・ 災対本部条例 ・ 災対本部規程 	<ul style="list-style-type: none"> 県国民保護計画 ・ 国民保護等本部条例 ・ 国民保護等本部規程 	<ul style="list-style-type: none"> 県危機管理指針 ・ 本部設置要綱
対象の災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常な自然現象 ・ 大規模な火事、爆発 ----- ・ 放射性物質の大量の放出 ・ 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没 ・ その他の大規模な事故 ----- ・ テロ事件に起因して発生した災害も法の適用あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害 ・ 緊急対処事態における災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法適用以外の災害も対応可 ・ 県民の生命、身体、財産の保護
適用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で発生した、若しくは発生する恐れのある災害 ・ 防災の推進を図るため必要がある場合 ・ 県地域防災計画の定めるところにより設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃が迫り、若しくは現に武力攻撃が発生した、又は要避難地域若しくは避難地域を含む場合等において武力攻撃事態等に対処するため、国民保護対策本部等を設置すべき県との指定を受けた場合 ・ 県国民保護計画の定めるところにより設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の生命、身体及び財産に、直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急事態が発生した場合 ・ 本県以外の地における発生であっても、多数の本県民の生命等が脅かされる場合 ・ あらかじめ作成した行動計画やマニュアルに基づくほか、危機事象の内容や程度、その他の状況等を踏まえて、その都度、総合的に判断して設置
権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制、避難指示、通信設備の優先使用等、種々の権限 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報通知、避難指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止等、種々の権限 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実行為としての依頼や、既存の権限で対応 ・ 個別法が適用できる場合は、当該法令の権限を活用

(7) 危機管理本部会議の開催

- 発生、又は発生兆候のある危機事象に対し、本部設置要綱第 5 条（別添資料 2 参照）に掲げる内容について協議する必要がある場合は、本部長の招集要請により副本部長、本部員は参集し、会議を開催する。
- 本部長は、本部設置要綱第 7 条（別添資料 2 参照）に基づき、会議に学識経験者、関係機関の職員の参画を求めることができる。
- 会議は、個人情報を含む場合やその後の対応に支障を生じる場合等を除き、原則公開とする。

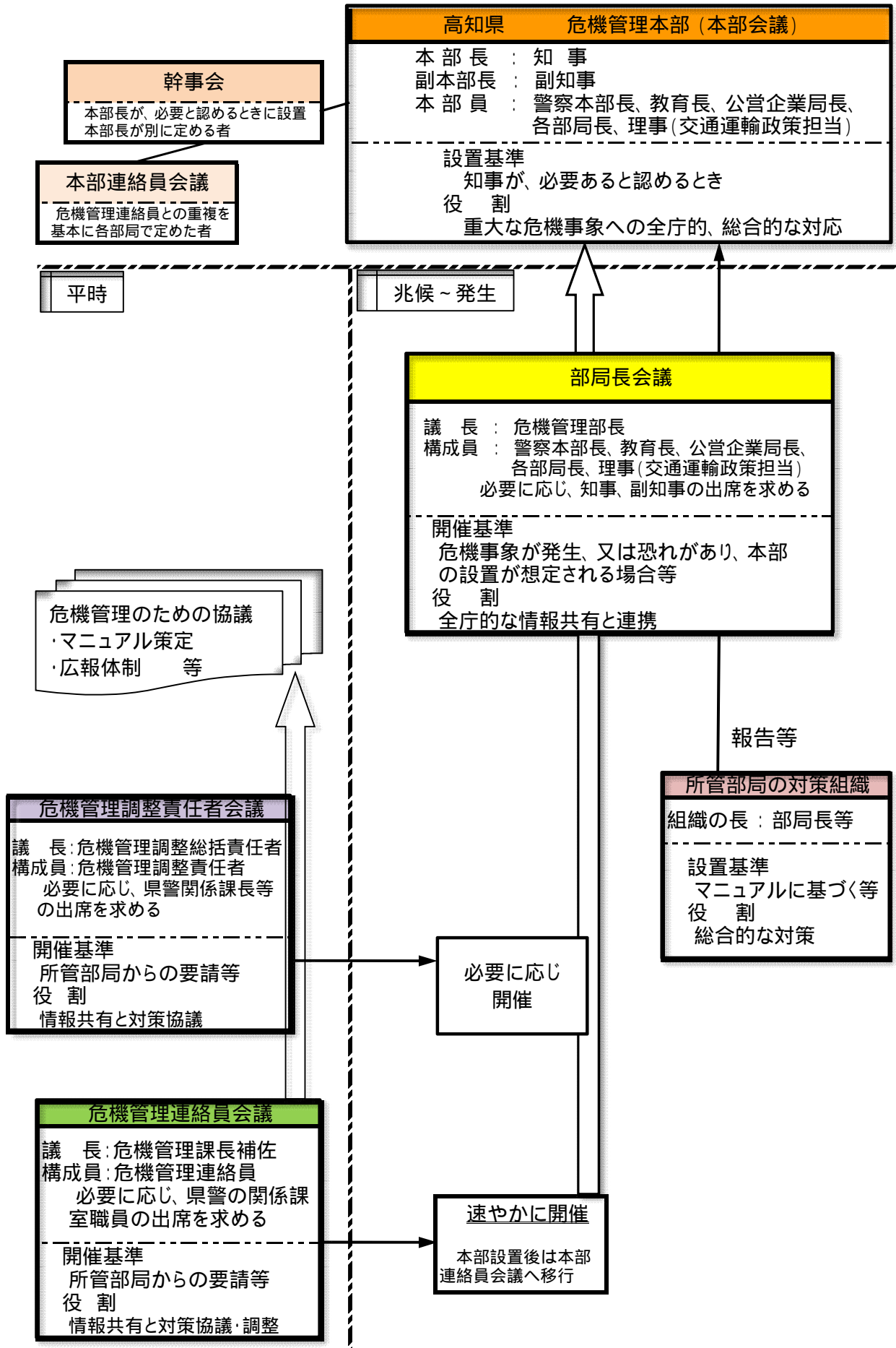
(8) 危機管理本部の幹事会の設置及び開催

- 本部長は、本部設置要綱第 6 条及び同条第 2 項（別添資料 2 参照）に基づき、本部の下に幹事会を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めることができる。
- 会議は、個人情報を含む場合やその後の対応に支障を生じる場合等を除き、原則公開とする。

(9) 危機管理本部の解散

- 「危機管理本部」は、危機事象に収束、落ち着きが見られ、全庁的対応の必要性がない状態に至ったと判断したときは、本部設置要綱第 9 条（別添資料 2 参照）に基づき速やかに解散するとともに、その後の対応は所管部に引き継ぐ。

【実施体制及び協議体制】



3 応急対策の実施

(1) 各部局の基本的な対応

危機管理部

- 所管部局があらかじめ定めた行動計画やマニュアルによる応急対策の支援のほか、必要に応じ、関係部局間の調整を支援する。
- 本部設置の後、必要に応じ、本部会議を開催するとともに、所管部局と共に事務局の運営を行う。

所管部局

- あらかじめ定めた行動計画やマニュアルに基づき、速やかに応急対策を実施する。
- 本部設置の後、危機管理部と共に事務局の運営を行う。

その他の部局

- 所管部局があらかじめ定めた行動計画やマニュアルによるほか、必要に応じ、所管部局と連携しながら応急対策を実施する。

(2) 被害者への対応

- 関係部局は、所管部局があらかじめ定めた行動計画やマニュアルによる対応のほか、被害の状況や救助活動の状況を把握し、医療機関や消防機関、自衛隊等、関係機関との連絡調整を図るとともに、応援要請等を実施する。

(3) 被害の拡大防止

- 各部局は、所管部局があらかじめ定めた行動計画やマニュアルによるほか、次の対応について検討し、危機管理にあたる。
 - a) 所管部局は、危機事象の発生原因となった機器や施設等について、安全確認を行い、危険性が認められる場合は、速やかに使用禁止等、必要な措置を講じるとともに、対処方法等について、県民や関係機関等に、速やかに周知する。
 - b) 関係部局は、危機事象の内容に応じ、有効な避難場所や方法、予防策等について、市町村や関係機関に情報提供等の支援を行う。
 - c) 関係部局は、二次災害を防止するため、現地で応急対策にあたる要員の安全確保に留意する。

(4) 関係機関との情報共有等

- 関係部局は、現地情報を収集するため、関係機関との連携を図るとともに、必要に応じ、現地に職員を派遣する。

(5) 風評被害の防止、軽減

- 所管部局は、危機事象により、直接的に影響を受ける風評被害を未然に防止、又は軽減するため、危険性に関する正確な情報を、速やかに庁内で共有するとともに、県民等に対して広報活動を実施する。

- 所管部局及び関係部局は、風評被害が発生した場合には、その早期解消を図るため、相談窓口の設置、ホームページへの掲載、報道機関と連携した積極的な情報提供活動など、応急的措置を実施する。

4 広報の実施

(1) 広報体制の構築

【基本的な考え方】

- 所管部局は、あらかじめ作成した行動計画やマニュアルに基づく対応のほか、関係部局や総務部広報広聴課と協議・連携し、速やかに広報できる体制を直ちに構築する。
- 危機管理部は、危機事象の発生初動期で所管部局が不明確、かつ、未決定の時点においては、関係部局や総務部広報広聴課と協議・連携し、速やかに広報できる体制を直ちに構築する。
- 所管部局及び関係部局は、部局における広報内容の総括を行う広報責任者を置く。
- 報道機関等に対して広報を実施する部局は、危機管理部へ広報内容の事前提供を行う。

【構築にあたって】

- 各部局であらかじめ作成した行動計画やマニュアルでの対応を基本とするが、定めのない場合等については、以下の対応による。

単独部局で対応を完結する場合

- 所管部局主管課は、総務部広報広聴課と連携し、広報体制を構築する。
- 所管部局は広報責任者を置く。
- 所管部局は、必要に応じ、報道機関への広報（取材）担当者を複数名置く。

本部体制に至らず複数部局で対応を完結する場合

- 所管部局主管課は、関係部局主管課及び総務部広報広聴課と協議し、広報における役割分担を決定するとともに、広報体制を構築する。
- 所管部局及び関係部局は、各部局ごとに広報責任者を置く。
- 所管部局及び関係部局は、必要に応じ、aで決定した役割分担に基づき、報道機関への広報（取材）担当者を複数名置く。

全庁横断的（本部体制等）に対応する場合

『本部体制前』

- 所管部局主管課は、危機管理部危機管理課、関係部局主管課及び総務部広報広聴課と協議し、広報における役割分担を決定するとともに、広報体制を構築する。
- 所管部局が不明確で、特定、又は決定できない時点では、危機管

理部が所管部局としての役割を担う。

- c) 所管部局、危機管理部及び関係部局は、各部局ごとに広報責任者を置く。
- d) 所管部局、危機管理部及び関係部局は、必要に応じ、aで決定した役割分担に基づき、報道機関への広報(取材)担当者を複数名置く。

『本部体制後』

- a) 本部事務局に広報班を置き、広報班長には総務部広報広聴課長を充てる。
- b) 広報班の班員は、所管部局、関係部局及び総務部広報広聴課の職員で構成する。
- c) 所管部局主管課は、危機管理部危機管理課、関係部局主管課及び総務部広報広聴課と協議し、広報における役割分担を決定するとともに、役割分担に基づき広報体制を構築する。
- d) 所管部局が不明確で、特定、又は決定できない時点では、危機管理部が所管部局としての役割を担う。
- e) 所管部局、危機管理部及び関係部局は、各部局ごとに広報責任者を置く。
- f) 所管部局、危機管理部及び関係部局は、必要に応じ、cで決定した役割分担に基づき、報道機関への広報(取材)担当者を複数名置く。

(2) 報道機関への情報提供

- 広報責任者は、広報担当者による広報(取材)対応の徹底を図るとともに、報道機関に対する広報窓口の周知徹底を図る。
- 広報責任者は、報道機関に対して、広報担当者による正確かつ速やかな情報提供の徹底を図るとともに、必要に応じ、知事等による記者会見を実施するよう努める。

第4章 事後対策

1 復旧対策の推進

(1) 基本的考え方

- 所管部局は、県民生活や社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。
- 上記の実施にあたり、協力の要請を受けた各部局は、可能な限り支援活動を実施する。

(2) 安全確認と周知

- 所管部局は、応急対策が概ね終了したと認められるときは、関係部局及び関係機関と協力・連携し、早急に安全性の確認を行う。
- 安全性の確認がなされた場合は、報道機関を通じて情報提供を行うとともに、県のホームページや広報紙など、各種の広報媒体を活用して県民に周知を図る。
- 必要に応じ、知事等による終息宣言又は安全宣言を実施する。

(3) 風評被害の影響軽減

- 所管部局及び関係部局は、必要に応じ、他部局や関係機関と協力・連携し、風評被害の拡大を早急に食い止めるための広報活動を継続実施する。

2 再発防止策の検討

(1) 対応の評価

- 所管部局は、当該危機事象への対応が終息した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の事後評価、改善策の検討を行う。
- 所管部局は、関係部局や関係機関に対して、事後評価等の情報提供、共有化を行うとともに、今後の対応のあり方について、必要に応じ、見直しを図る。

(2) 行動計画等の見直し

- 各部局は、この指針や関係法令等の改正、事後評価による改善等を踏まえ、所管する行動計画やマニュアルの見直しを行う。
- 行動計画やマニュアルの見直しを行った場合は、速やかに、危機管理部、関係部局、関係機関等に周知する。

(3) 指針の見直し

- 危機管理部は、発生した危機事象への全庁的な対応状況を踏まえ、適宜、この指針の見直しを行う。

部局名 _____

危機管理調整責任者

注) 各部局の副部長相当職(公営企業局は次長(総括)、教育委員会は教育次長(総括)、交通運輸担当は運輸政策課長)をもって選任してください。

職名	氏名	住所	内線	自宅電話 携帯電話	勤務地への参集 に要する時間 (交通手段)
					()

危機管理連絡員

注) 各部局の主管課課長補佐及び総務(若しくは部内取りまとめ)担当チーフを基本に選任してください。(部局で別に適任者を選任した場合は、その者を記載)

所属課名	職名	氏名	住所	内線	自宅電話 携帯電話	勤務地への参集 に要する時間 (交通手段)
				個人携帯電話メールアドレス		
						()
						()

危機管理連絡員の代替参集者

注) 危機管理連絡員のいずれも参集できない場合を想定し、2名以上選任してください。

参集 順位	所属課名	職名	氏名	住所	内線	自宅電話 携帯電話	勤務地への参集 に要する時間 (交通手段)
					個人携帯電話メールアドレス		
1							()
2							()
3							()

氏名にはフリガナをつけてください。

自宅、携帯電話はどちらか一方でもかまいませんが、確実に連絡の取れる番号を記載してください。

部局名 _____

危機管理本部員（本部要綱第3条関係）

（警察本部長、教育長、公営企業局長、各部局の長、理事（交通運輸政策担当））

職名	氏名	住所	内線	自宅電話 携帯電話
			携帯電話メールアドレス	

危機管理本部連絡員

注）各部局の危機管理連絡員との重複を基本に選任してください。

危機管理 連絡員 注)	所属課名	職名	氏名	住所	内線	自宅電話 携帯電話	勤務地への参集 に要する時間 (交通手段)
					個人携帯電話メールアドレス		
							()
							()

注）各部局の危機管理連絡員に該当する方に「 」を記入してください。

氏名にはフリガナをつけてください。自宅、携帯電話はどちらか一方でもかまいませんが、確実に連絡の取れる番号を記載してください。

部局名 _____

危機管理本部各課連絡員

課名 _____

各課連絡員

注) 2名以上選任してください。

職名	氏名	住所	電 話		風水害時 勤務地への参集に 要する時間 (交通手段)	震災時 勤務地への参集に 要する時間 (交通手段)
			庁内	自宅電話 携帯電話	()	()
					()	()
					()	()
					()	()

氏名にはフリガナをつけてください。

自宅、携帯電話はどちらか一方でもかまいませんが、確実に連絡の取れる番号を記載してください。

部局名 _____

各 部 局 の 理 事 ・ 副 部 長 ・ 主 管 課 長 等

理事、副部長等

職 名	氏 名	住 所	電 話	
			庁 内	自 宅 (携 帯)

各 部 局 主 管 課 長、課 長 補 佐

職 名	氏 名	住 所	電 話	
			庁 内	自 宅 (携 帯)

氏名にはフリガナをつけてください。自宅、携帯電話はどちらか一方でもかまいませんが、確実に連絡の取れる番号を記載してください。

部局名 _____

その他（所属部局において記載）

【秘書課】

職 名	氏 名	住 所	電 話	
			庁 内	自 宅（携 帯）
課 長				
企画監				
課長補佐				
課長補佐 （政策調整担当）				
課長補佐 （政策調整担当）				
課長補佐 （政策調整担当）				
知事秘書				
副知事秘書				

【広報広聴課】

職 名	氏 名	住 所	電 話	
			庁 内	自 宅（携 帯）
課 長				
課長補佐 （広報担当）				
チーフ （広報担当）				

氏名にはフリガナをつけてください。自宅、携帯電話はどちらか一方でもかまいませんが、確実に連絡の取れる番号を記載してください。（注意）「様式 4 - 2」記載の課名及び職名は、指針改定とは別に随時修正を行う。

< 想定される主な危機事象の例 >

区分	類型	想定される危機事象		対応計画、マニュアル 等	(設定の有無)		所管部局
					フェーズ	対応レベル	
危機管理指針(仮称)	健康危機	感染症	新型インフルエンザ	高知県新型インフルエンザ対策行動計画及び各種マニュアル	有	有	健康政策部
			(高病原性鳥インフルエンザ)	健康危機管理基本方針 高知県新型インフルエンザ対策行動計画 高知県高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル	有	有	
			SARS	健康危機管理基本方針 高知県SARS対応マニュアル	有	有	
		硫化水素発生事案		健康危機管理基本方針 健康危機管理マニュアル			
		毒物・劇物による重大な健康被害		健康危機管理基本方針 健康危機管理マニュアル			
		その他の重大な健康被害		健康危機管理基本方針 健康危機管理マニュアル			
	重大家畜伝染病	高病原性鳥インフルエンザの発生(野鳥)		野鳥における対応技術マニュアル			文化生活部
		高病原性鳥インフルエンザの発生(養鶏)		高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル			農業振興部
		口蹄疫の発生		高知県口蹄疫防疫対策マニュアル			
		その他		爆発による大規模災害			危機管理部
高知県地域防災計画	大規模災害	地震(津波)災害		左記計画により別途整理			危機管理部
		風水害					
	大規模事故	航空事故					
		鉄道事故					
		海上事故					
		道路事故					
		流出油災害(海上、陸上とも)					
		大規模火災(林野火災等)					
		放射性物質の大量放出					
		危険物災害、大規模事故等					
高知県国民保護計画	武力攻撃事態(着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃等)		左記計画により別途整理			危機管理部	
	NBC攻撃(核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等)						
	緊急対処事態(核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等)						

高知県危機管理本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県危機管理本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 知事は、県民の生活、生命、身体、財産等に重大な危害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある危機事象に対し、各部局が連携して全庁をあげ対処する必要があると認めるときは、本部を設置することができる。

2 本部が設置された後に、災害対策基本法第23条第1項による災害対策本部が設置されたとき又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条第1項及び第183条において準用する第27条第1項により、国民保護対策本部若しくは緊急処理事態対策本部が設置されたときは、本部は廃止する。

3 本部の名称については、その都度、本部長が別に定める。

(構成)

第3条 本部の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、警察本部長、教育長、公営企業局長、各部局長の長、理事（交通運輸政策担当）及び本部長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第5条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析及び伝達に関すること
- (2) 初動対応及び応急対策に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 県民に対する広報に関すること
- (5) その他危機管理に係る重要事項に関すること

(幹事会)

第6条 本部の活動を補佐するため、必要があると認めるときは、本部長は本部の下に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都度、本部長が別に定める。

(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じて、本部及び幹事会に学識経験者、関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理するため、本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、本部長が指名する者をもって充てる。

4 事務局職員は、危機管理部危機管理課及び関係部の職員をもって充てる。

(本部の廃止)

第9条 知事は、第5条の事務が概ね終了したと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

(注意)

当該要綱に見直しがあった場合は、高知県危機管理指針の見直しとは別に、適宜、見直し後の要綱を資料2として差し替えを行う。

高知県危機管理指針

平成23年3月 作成

高知県危機管理部 危機管理課

〒780 - 8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088 - 823 - 9320

FAX 088 - 823 - 9253

E-mail 010101@ken.pref.kochi.lg.jp